灘海園施設拠点　事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、灘海園における令和３年度の事業計画を定め、当該計画に基づき、適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場にたった「その人らしさを大切に」に沿ったサービスを提供します。

Ⅰ　選ばれる施設づくり

利用者や地域のニーズが高度化、多様化する中、灘海園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用者、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎　施設等運営の基本的考え方

１　令和３年度の運営方針

《施設サービス》

○　ユニット型特養として、入居者本位の質の高いサービスの提供を行い、生活と介護を一致させたユニットケアを充実させることで、一人ひとりのニーズに応じた安心・安全で快適な生活を支援します。

○　多様化する入居者ニーズに適切に対応していくため、外部研修参加や職員相互の指導・育成による資質の向上を図り、施設サービスの質の確保や標準化に努めます。

《在宅サービス》

○　短期入所生活介護

利用者一人ひとりのニーズに合わせたサービス提供や家族へのレスパイトケアを行い、在宅での生活及び介護が継続できるよう支援します。

○　通所介護

利用者一人ひとりのニーズに合わせたサービス提供や、個別及び集団的な活動により、在宅での生活及び介護が継続できるよう支援します。

○　居宅介護支援事業

住み慣れた地域の中で、できる限り自立した生活が継続できるよう、利用者個別のニーズを把握し、在宅サービス提供事業所との連携を一層深めることで、総合的なサービスが提供されるよう支援します。

２　重点事業の推進に向けた具体的な取組

⑴ 事業のあり方についての検討

ア　令和３年度の取組目標

取組事項	目　標		備　　考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
居宅介護支援事業の拡充	・利用者数 110 名 ・事業所の機能の充実	・利用者数１00 名の達成	

イ　目標達成のための具体的な取組

○　選ばれる事業所づくり

令和２年度から介護支援専門員を１名増員していることから、今まで以上に適切で、きめ細かい居宅介護支援を行い、利用者ニーズの実現に取り組み、信頼性と評価を向上させることにより、選ばれる事業所を目指します。

⑵ 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

ア　令和３年度の取組目標

取組事項	数　値　目　標		備　　考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
職員の確保・育成システムの構築	多様な方法での園内における職員確保対策に取り組み、育成していくことで、施設全体にわたるユニットケアの標準化と更なる質の向上を図る。	・実務者研修（実技）等の実施 ・障害者職業訓練・生活困窮者就労訓練等の実施 ・園の魅力の発信 ・新たな方法を取入れた職場内研修等の実施	

イ　目標達成のための具体的な取組

○　実務者研修（実技）の実施

・コロナ禍でも可能な実務者研修（実技）の実施に向けた関係機関との検討・調整

・外部からの受講者に対し、当園の取り組み等を説明することで、園の魅力を発信するとともに、就労意向の確認・雇用に係る説明等を行います。

○　障害者職業訓練・生活困窮者就労訓練等の実施

・コロナ禍でも可能な障害者職業訓練・生活困窮者就労訓練等の実施に向けた関係機関との検討・調整

・岩国市地域公益活動推進協議会において、訓練内容等の充実について意見交換及び情報共有を行います。

・対象者への面接及び訓練内容の検討と支援計画の策定

・生活困窮者就労訓練前の「就労体験・ボランティア」を受入れます。

○　園の魅力の発信
・HP 等を活用した活動状況等の広報
・関係機関等に園の取組み等を PR します。
○　新たな方法を取入れた職場内研修等の実施
・研修課題の洗い出しと解決策等の検討と実施
・オンラインを活用した研修の実施
・施設内研修に外部受講者を受け入れます。

３　中期資金計画への対応（令和３年度の取組）

(1) 収益の確保

・入居者の退居に伴う迅速な事前訪問等、早期の入居調整による空床期間の短縮（特養）
・居宅介護支援事業所及び病院等への空床情報の提供（特養、短期、通所）
・病院・地域包括支援センター等への訪問による利用者確保（居宅）

(2) 支出の削減

・エコアクションプランの実践や契約内容の見直し等による、光熱水費や消耗品費等の支出削減
・排泄介助技術の向上と、おむつ等使用品の見直しによる支出削減
・施設設備の日常点検の励行による、故障の早期発見・早期対応

◎　利用者に対する基本姿勢等

１　利用者に対する基本姿勢

利用者に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

取組項目		取り組むに当たっての目標
利用者の自己決定と選択の尊重		
重	アセスメント内容・方法の見直し	・利用者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視したアセスメントの実施 ・当該アセスメントを踏まえた、利用者等のニーズに即したケアプラン等の作成と当該計画に基づくサービスの提供 ・利用者の個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）に対する十分な理解
重	利用者の意思決定支援の強化	・常に利用者の立場に立った、その意思や自己決定を尊重することを基本とするサービスの提供 ・国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備 ・利用者とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常生活の自立に向けた支援
	基本的人権への配慮	・基本的人権を尊重したサービスの提供 ・入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底 ・「地域福祉権利擁護事業（※）」や成年後見制度の啓発と必要に

		応じた相談や調整等 ※　市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。
重	身体拘束の適正化	・「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進 ・生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小限の拘束
重	虐待防止の推進	・虐待防止に必要な体制整備を構築 ・職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と遵守徹底 ・事業団職員が作成する虐待防止 DVD の活用
利用者等が意見を述べやすい体制の確保		
	利用者・家族からの意見・要望への対応	・利用者懇談会、家族会等、日常のサービス提供を通じた、利用者や家族からの意見・要望の積極的な聴取 ・意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなどの迅速な対応 ・対応結果の利用者や家族へのフィードバック ・家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇
	苦情解決の取組	・利用者、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的確な対応 ・苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録 ・記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の推進

目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○　ケアプラン、２４H シートの周知・浸透
- 利用者ご家族に定期カンファレンスへの参加を積極的に促し、利用者自身及び家族が「したいこと」を支援します。
- ユニットケアに関する施設内研修を行い、24H シートと生活支援の関係性について理解を深めます。

○　利用者の意思決定支援の強化
- 国の「認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドライン」に基づき、意思決定の支援方法について研修を開催します。（年１回）

○　身体拘束廃止
- ユニット単位での検討委員会を開催します。（毎月１回）
- 施設全体での検討委員会を開催します。（毎月１回）
- 身体拘束を実施する必要がある利用者「ゼロ」の継続に努めます。

○　虐待防止
- 虐待防止研修を開催します。（年２回）
- 虐待防止マニュアルの見直しを適宜行います。

２　サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

取組項目		取り組むに当たっての目標
サービスの質の向上		
重	認知症ケア体制の充実	・認知症利用者に対する支援の強化 ・認知症介護実践者研修等の受講促進
	健康管理	・利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底 ・日常的な疾病予防対策への取組 ・嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期治療
	食事サービス	・栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供 ・地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供
	機能訓練	・心身の状況に応じた機能訓練計画の策定と適切な機能訓練の実施
	看取り介護（ターミナルケア）	・「施設で最期を迎えたい」という利用者や家族の思いを尊重 ・利用者や家族の意向に沿ったきめ細かい心のこもったケア ・協力病院や嘱託医との連携の下、各職種が連携・協力したケアの提供
	生活環境の向上	・必要な設備の整備や模様替え等、可能な限り快適な環境の確保
	新たなプログラムの研究・導入	・利用者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応 ・既存のサービスプログラム（ケア、支援、療育等）の改善 ・全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入
利用者満足度の向上		
	「利用者満足度調査」の実施	・利用者満足度調査のサービスごとの実施と結果公表 ・全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善 ・調査票や実施方法等の必要に応じた見直し
サービスの評価		
	自己評価の実施	・定期的に自己評価を実施 ・必要に応じた評価項目等の見直し
	第三者評価の取組	・サービス評価の客観性を保つ上で、３年に１回福祉サービス第三者評価を受審 ・受審結果を踏まえたサービス改善の取組
サービスの適切な実施のための取組		
	各種業務マニュアルの充実	・策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用者の状況の変化等に応じて改正 ・必要に応じて、新たなマニュアルの策定
	サービス関連情報の共有化	・各種計画（ケアプラン等）やサービスの実施記録等の作成に「支援ソフト（絆）」を活用

		・絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービスの均質化や質を向上

目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○　**ユニットケア体制の充実**
- ユニットケア研修の受講　　各１名受講（リーダー、管理者等）
- ケア向上委員会の開催　　毎月開催　　ケア内容の検討と見直し
- 園独自の人財確保　　障害者職業訓練・生活困窮者就労訓練等の実施

○　**認知症ケア体制の充実**
- 認知症実践者研修への参加　　１名
- 認知症介護実践リーダー研修への参加　１名
- 園内研修の実施

○　**健康管理**
- 衛生管理委員会の開催（毎月１回）
- 感染症対策研修　　（年２回）

○　**食事サービス**
- 食事に関する課題解決に向けた検討のための食事委員会の開催（毎月１回）
- 入居者個別の食事形態について、各職域での検討
- ユニット調理、カフェなだみの実施

○　**看取り**
- 看取りのための研修　（年１回）

○　**利用者満足度調査**
- 外部委員等による入居者一人ひとりからの聴き取り
- 家族等へ郵送による調査
- 家族会総会時に調査結果等の発表

３　利用者の安全確保とリスク対策

利用者の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用者の安全確保	
リスクマネジメントの推進	・常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに基づく適切な対応
介護事故等の防止	・ヒヤリハット事例について、ＳＨＥＬＬモデル（※）を活用した要因分析 ・要因分析を踏まえたリスク軽減の措置 ※　ＳＨＥＬＬとは何の略？ Ｓ：Software（ソフトウェア）　Ｈ：Hardware（ハードウェア）、 Ｅ：Environment（環境）　Ｌ：Liveware（当事者以外の人） Ｌ：Liveware（当事者）

	感染症等の予防及び発生時の対応	・発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施 ・感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施 ・感染症対応マニュアルや事業継続計画（ＢＣＰ）の見直し
	食品の安全確保、衛生管理の徹底	・食品の安全に関する情報を平素から収集 ・食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時の産地や賞味期限等のチェックの徹底 ・食材、厨房、居室等や調理従事者の衛生管理の徹底 ・食中毒や感染症の予防対策の徹底
	施設・設備の点検及び修繕等	・施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検 ・腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検の徹底 ・点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速やかな修繕等
危機管理		
	災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実	・消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実施 ・消防計画及び防災マニュアルの見直し（随時） ・事業継続計画（ＢＣＰ）に基づく備蓄等の平常時の措置と計画の見直し ・岩国地域における相互応援協定の締結 ・災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応
	不審者対応の徹底	・「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施 ・当該マニュアルの見直し ・不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と連携した的確な対応

目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○　介護事故等の防止

・事故・ヒヤリハットの検証と再発防止対策の取組
・リスクマネジメントに関する研修の実施（年２回）

○　感染症等の予防及び発生時の対応

・ラウンド手法を取り入れた業務の見直し・改善の取組
・岩国医療センターの認定看護師による研修会の実施（年１回）

○　災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実

・訓練　　６月　総合防災訓練
　　１２月　停電想定訓練（施設、在宅サービスを含む）
・備蓄品の点検と確保

Ⅱ　地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、灘海園にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

1　地域共生社会の実現に向けた役割発揮

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

○　生活困窮者への就労訓練の実施
・岩国市社協「くらし自立応援センターいわくに」との連携・協力による生活困窮者に対する就労訓練の実施　　→　毎年１人程度の就労訓練受入れ予定

○　岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会による「地域に根ざした」活動
・市内社会福祉法人連携による地域ニーズへの対応

(2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能の発揮	・高齢者や障害者の緊急・困難ケースをショートステイ等で受入れる等のセーフティネット機能の発揮
災害時要配慮者に対する支援	・非常災害時における災害時要支援者の避難所（福祉避難所）としての居室等を提供 ・利用者の処遇を考慮した、災害時要配慮者の可能な限りの受入れ

目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○　**セーフティネット機能の発揮**
・被虐待等の困難事例について、行政及び事業所との連携により、ショートステイ居室等を活用し、緊急的に受入れます。

○　**災害時要援護者に対する支援**
・岩国市との協定に基づき、避難場所（居室等及び介護用ベッド）を提供します。
＊対象者：各種（障害）手帳保持者及び常時ベッドでの生活が必要な６５歳以上の高齢者で、岩国市の制度に登録した者

⑶ その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネットワークづくり	・行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築
ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実	・地域共生社会の実現など、様々なニーズの変化に対応した在宅サービスの一層の充実 ・介護、障害等の共生型サービスの検討

目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○　岩国市高齢者保健福祉計画策定委員会委員をはじめとする各種委員等としてネットワークを構築します。

２　地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
地域との相互交流機会の拡大	
地域住民の施設拠点の行事等への受入れと地域の行事・イベントへの参加	・地域の人々の施設拠点の行事等への積極的な受入れ ・地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画 ・利用者や施設職員による地域でのボランティア活動への積極的な参加
ボランティアの計画的な受入れ	・多様な媒体（広報誌や SNS 等）を活用した新規ボランティアの募集 ・岩国市社会福祉協議会が開催するボランティア研修会への会場提供などの連携 ・市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティアバンク」等との連携
施設・設備等の開放	・地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、備品等の貸出（本来のサービスの提供に支障のない範囲） ・地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等への専門職員の派遣 ・地域の人々の、施設の行事やボランティア活動への積極的な受入れ

目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○　感染症対策を強化した地域との新しい交流方法の検討

○　灘海園の行事等への受入れと地域の行事・イベントへの参加

- 幼稚園・保育園等の幼児との交流
- 小中高校からの職場体験受入れ
- 移動図書館の利用（月２回）
- 地域の文化祭への作品展示（デイサービスセンター利用者）

○　福祉教育への協力

- 看護学校からの現場実習の受入れ
- 市内の学校へ出向き、福祉教育の出前講座の実施

○　ボランティアの積極的な受入れ

- 各種グループ・団体等の活動発表の場として提供することによる受入れ促進
- 市内高校、短大等の学生を行事ボランティアとしての受入れ

○　施設・設備等の開放

- 他団体が開催する各種研修会への会場提供等による協力

＊24 時間シート：利用者の２４時間（1 日）の生活時間を追って、起床から始まる日課の項目に沿って、「どのように生活したいか？」「どこまでのことが自分で出来るか」「どのようにサポートしてほしいか」などを本人や家族に確認しながら、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮していくためのツールとして作成する個別シートをいいます。